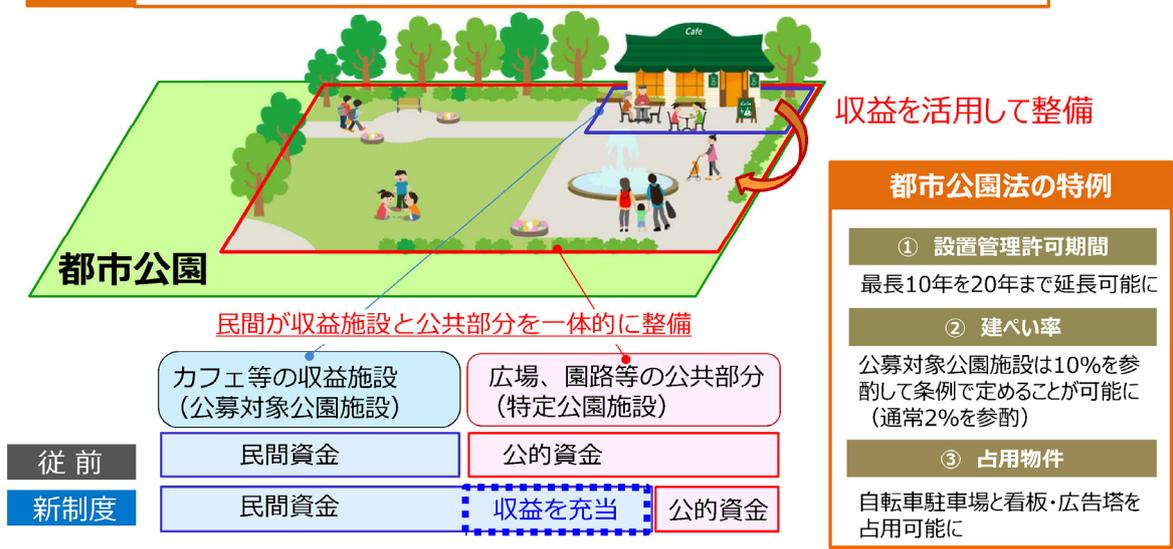


■公募設置管理制度 (Park-PFI)

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



■指定管理者制度

議会の指定を受けた者が指定管理者として「公の施設」の管理を行うもので、指定管理者が利用者に対する法律（地方自治法）上のサービス提供者となる。指定管理者への報酬は、公共団体等から指定管理料を受け取る委託料型（代行制）と利用者から直接利用料金を受け取る利用料金型（料金制）とこれらを併用する併用型がある。

指定管理者制度のイメージ図

